# 生徒心得

高山工業高校生として誇りと自覚をもち、自主的、自律的な活動を通して人格の完成に努める。勉学に精励し、自己の生活を向上させると共に、集団の一員として以下の規律を守る。

# 1 礼儀

正しい礼儀を身につけて人からの尊敬に値する人格を形成し、将来立派な 社会人としてすがすがしい生活が送れるよう、品性の函養に努め、特に次の ことを励行する。

- (1) 明るく真心のこもった挨拶を交わす。
- (2) 相手や場所に応じた、正しい言葉遣いや態度がとれるように心がける。
- (3) 人に迷惑をかける行為や、いじめは絶対にしない。

### 2 風紀・規律

勉学を第一とする学校生活も、社会生活の秩序と規律によって成り立つものである。利己的な言行を慎み、全体の秩序を重んじ、進んで健全な校風樹立のために努める。

- (1) 次の場合は所定の願い・届けを提出して指示を受ける
  - (ア) 遅刻・早退をする場合
  - (イ) 自転車で通学しようとする場合
  - (ウ) 交通事故に関係した場合
  - (エ) I R学割を利用しようとする場合
  - (オ) アルバイトをしようとする場合
  - (カ) 下宿をする場合
  - (キ) 金品を遺失した場合
  - (ク) 施設・設備を破損した場合
  - (ケ) 事情により服装規定以外の服装で通学する場合
  - (コ) 祭礼参加等によって出席認定の扱いを受けようとする場合
  - (サ) 自動車学校などへ通学しようとする場合
- (2) 人として許されない行為、高校生として望ましくない行為は行なわない。
  - (ア) 授業・行事などの忌避、妨害

- (イ) 試験などでの不正行為
- (ウ) 公共物の破損
- (エ) 飲酒・喫煙・薬物など健康をそこなう行為
- (オ) 暴力・脅迫・その他破廉恥な行為
- (カ) 禁止された興行の観覧・遊戯場への出入り、その他法律で禁止された場 所や高校生として望ましくない場所への出入り
- (キ) 祭礼の呼び引き
- (ク) 生徒間における物品の売買
- (ケ) 他人のものの無断使用
- (コ) 上記の他、高校生として望ましくない行為
- (3) 異性との交際はそれぞれの立場の理解を深めることに努め、 相互の人格 を尊重した明るいものにする。
- (4) 学校生活(学業・部活動等)に不要な物は持ち込まない。なお携帯電話・スマートフォンおよびミュージックプレーヤーについては、朝のSHR前に電源を切りカバンに入れ、放課後まで使用しないこととする。また、校内での使用は慎むこと。

## 3 交通安全

交通安全については積極的に取り組み、規則を遵守しなければならない。

- (1) 四ない運動を遵守する。
  - ①免許を取らない(必要以上の免許を取らせない)
  - ②車を買わない (本人に車やオートバイを買って与えない)
  - ③車に乗らない (無免許運転をさせない)
  - ④車に乗せてもらわない(他人の車に同乗させない)
- (2) 乗用車(四輪)および二輪車(原付を含み)の運転免許証は校長への自動 車等免許証取得願を提出するまでは取得できない。
- (3) 自転車に乗るときの心得
  - (ア) 常に交通ルールを守り、安全に留意し無理や危険な運転をしない。 定期的な点検、整備及びヘルメット着用を強く推奨する
  - (イ)次のことは道路交通法で禁じられている。 並列進行・二人乗り・傘差し運転・無灯火・イヤホン着用
  - (ウ) ブレーキ、ペダル、ライト等の点検整備を怠らず、危険につながる改造 をしない。

(エ) 自転車損害賠償保険等に加入すること。

\*全国高等学校 PTA 連合会の保険では、学校管理外の自損事故は適用外。

### (4) 自転車通学

下記に該当する生徒は、自転車通学申請書を提出すること。

- ・自宅から学校への自転車通学が可能な生徒
- ・自宅から最寄りの駅やバス停まで利用する生徒
- ・高山駅から学校まで利用する生徒(駅周辺の駐輪場契約必要)
- (ア) 前述(3) の心得を遵守する。
- (イ) 点検整備で整備不良が見つかった場合、任意の自転車店等で整備を受け 学校で再点検を受ける。特にブレーキ、ライトは確実に動作すること。
- (ウ) 通学自転車には所定の箇所にステッカーを貼る。
- (エ) 通学自転車を変更する場合は、その都度再登録をする。
- (オ) 校内では指定の駐輪場に置き、自転車から離れる時は必ず施錠をする。
- (5) 交通事故発生時
  - (ア) 軽微な事故でもすぐに警察と学校に連絡する。(警察による処理がない と保険適用しない場合がある)
  - (イ) 相手がある事故の場合は、怪我の処置や安全確保を最優先し、必ず相手 と連絡先の交換をする。
  - (ウ) 交通事故報告書を生徒支援部に提出する。

### 4 服装・身だしなみ

服装、頭髪などの身だしなみはその人の人格を反映するものである。いたずらに流行を追ったり、華美に流されたりすることなく常に高校生として品位を保つこと。

(1) 制服について

### - 冬制服-

学校指定のブレザーとスラックスまたはスカート。

学校指定の刺繍が所定箇所に入った白色のカッターシャツまたはブラウス。 学校指定のネクタイまたはリボンを着用。

ブレザー内側に着用できる防寒衣は学校指定のセーターのみとする。

### 一夏制服一

ブレザーとネクタイ・リボンを非着用とし、カッターシャツ、ブラウスは長袖でも半袖でも可とする。

ーその他ー

<ベ ル ト>黒または茶色系統の柄なしのもの。材質やバックルについてス ラックスにふさわしいものとする。

<靴 下> 華美でないもの。ストッキングやタイツも同様。

<通学用靴>運動靴または革靴。

<通学バッグ>機能を重視し、通学バッグとしてふさわしいもの色・型・材質 については指定しない。

<上 履 き>学年指定のサンダル。(盗難防止のため、必ず記名する)

<防寒着>特に指定はないが、制服にふさわしいハーフコート等が好まし い。必ずブレザーの上から着用する。

<帽子>防寒用限定とし、12月~3月の期間のみ認める。

<防寒靴>スノーブーツ、スノーシューズ、長靴等。

<手 袋>華美でないもの。

\*盗難防止のため、すべての持ち物に記名する。

- (2) やむを得ず正規の服装ができない時は異装届を提出すること。
- (3) 衣替え

5月1日~10月31日は天候に合わせて夏服と冬服を選択できることとし、 ブレザーを着用する際はネクタイ・リボンを着用すること。なお、上記以外 の期間は冬服とする。

(4) 頭髪等について

# 「いつでも面接試験を受けることができる姿」

<男女共通> 頭髪は常に高校生として品位と清潔さを保つ。

パーマ・カール・染色・脱色等、人工的に手を加えない。長髪・短髪を問わず奇抜な髪型にしない。眉毛を剃り落とすこと や極端に細くするなどの加工をしない。

- <男 子>髪が眉毛、耳にかからないようにし、後ろ髪は肩、襟にかからないようにすること。
- - (5) ピアス・指輪・ネックレス等の装飾品の着用は禁止するとともに、 ピアス穴をあけることを禁止する。 マニキュア・口紅・色付リップクリーム等を含め、化粧は禁止する。

### 5 アルバイト

本校ではアルバイトは奨励しないが、生徒が希望し、保護者がその全責任を負うことを承認したときは、担任、学科長、部顧問と相談の上、アルバイト届を提出しアルバイト者証の交付を受けることとする。

# <チェック項目>

- (1) 学校生活に問題や支障がないこと。(遅刻や欠席がなく、学習態度・生活態度が良好である)
- (2) 学業成績不振(評定1がある)でないこと。
- (3) 生徒心得や労働基準法等を遵守し、安全が確保できること。
- (4) 学校休業日(土曜日、日曜日、祝祭日、春・夏・冬の長期休業)のみとする。長期休業中は、その日数の半分をメドとする。また、3学期自宅学習期間は春休みに準ずる。定期考査期間中(考査1週間前から)は就業禁止とする。
- (5) 就業時間は遅くとも午後9時までとする。
- (6) 雇用者との関係等、アルバイトに関することは保護者の責任とする。
- (7) 禁止するアルバイト内容
  - (ア) 宿泊を伴うもの
  - (イ) 危険を伴うもの
  - (ウ) 二輪車・四輪車を使って行うもの
  - (エ) その他学校が不適当と判断するもの
- (8) 原則として、1年生は1学期中のアルバイトは行わない。
- (9) 新聞配達等の就業日は例外とするが、必ず届け出ること。
- (10) 届け出後に、チェック項目において学校生活に支障が起こる場合は、アルバイトを控え、学校生活を優先すること。

### <手続き>

- (1) 担任、学科主任、部顧問と相談し、学校生活に支障がない事を確認。
- (2) アルバイト届を提出する。(内容に問題がないか確認)
- (3) アルバイト者証の発行を受ける。
- (4)無届けでのアルバイトや規定違反が発覚した場合は、内容により、保護者に来校いただき面談を行います。

### 6 携帯電話・スマートフォン

携帯電話等の情報機器の使用においては、その使用目的を明確にし、正しい情報モラルを身につけ、自身および他人の生活に悪い影響を及ぼさないようにすること。

なお、校内においては、朝のSHR前に携帯電話の電源を切りカバンに入れ、放課後まで取り出さないこと。また、放課後であっても校内での使用は慎むこと。

## 7 選挙運動・政治的活動

学校内において、選挙運動・政治的活動は行ってはならない。また、学校 外であっても、学校の教育活動の場においては、同様に選挙運動・政治的活動を行ってはならない。

### 8 その他

常に自分で健康を管理し、積極的に健全な身体を鍛錬し、さわやかな学校 環境づくりを心がける。

- (1) 暴飲・暴食・睡眠不足等の不摂生を慎み、規則正しい生活を身に付ける。回し飲みや回し食べはしない。清潔なハンカチ等を、常に持つ。
- (2) 校内で身体に異常が起きた場合は、すみやかに保健室等へ届け出て、 手当てを受ける。
- (3) 校内および登下校中に不慮の災害に遭った場合は、直ちに担任へ届け出る。
- (4) 身体や衣服の清潔を保ち、公衆衛生や感染症予防に努める。
- (5) 生徒心得の見直し案については、生徒会執行部が生徒の意見を集約・ 検討し、生徒議会にて承認を受けた後、校長に申し出ることができ る。案は、職員会議及び学校運営協議会で議論し、校長が決定する。

### (附 則)

この規程は平成18年 4月 1日 一部改定

平成20年 4月 1日 一部改定

令和 2年11月 1日 一部改定

令和 5年 4月 1日 一部改訂

令和 6年 4月 1日 一部改訂